

委任状(様式E-5)及び使用印鑑届(様式E- 8)の提出に係る注意点

以下を参照し、必要な書類を作成してください。
共同受付窓口（県）に最大2枚の提出となります。

- 代理人を置いて申請する場合
(支店等で申請する場合が該当します。)
例：株式会社県庁建設 埼玉支店

➔ 共同受付窓口（県）に委任状（様式E-5）を1部提出

※ 申請自治体関係なく、代理人を置いて申請する場合は委任状(様式C-5)を提出してください。

提出ファイル名：委任【業者番号】

- 下記の7自治体に申請する場合

➔ 共同受付窓口（県）に使用印鑑届（様式E- 8 ）を1部提出

※ 記入・印刷したものに押印し、PDF化して提出してください。
使用する押印については、手引の別冊2を確認してください。

※ 下記の7自治体に申請する場合は、必ず提出してください。
※ 本店、支店どちらの申請であっても提出が必要です。

提出ファイル名：印鑑【業者番号】

加須市、草加市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、松伏町、戸田ボートレース企業団

【例】本店で申請する場合

- ① 株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合

様式E-5(委任状) ➔ 提出不要

様式E-8(使用印鑑届) ➔ 提出不要
- ② 株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県と加須市に申請する場合

様式E-5(委任状) ➔ 提出不要

様式E-8(使用印鑑届) ➔ 1部提出

【例】代理人を置いて申請する場合

- ① 株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合

様式E-5(委任状) ➔ 1部提出

様式E-8(使用印鑑届) ➔ 提出不要
- ② 株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県と加須市に申請する場合

様式E-5(委任状) ➔ 1部提出

様式E-8(使用印鑑届) ➔ 1部提出